「平成29年度埼玉県食品衛生監視指導計画(案)」に関する意見

2016 年 12 月 27 日 埼玉県消費者団体連絡会

12月8日に公表されました「平成29年度埼玉県食品衛生監視指導計画(案)」につきまして、埼玉県における食の安全に関する取り組みを前進させる立場で、埼玉県消費者団体連絡会として、次のように意見を表明します。

全体をとおして

今回の食品衛生監視指導計画は、昨年に比べて、消費者にとってわかりやすいように工夫されているように感じられます。計画への理解をすすめようとする努力に敬意を表します。中核市が作成する食品衛生監視指導計画についても、同様にわかりやすいものになるように、連携して取り組んでください。

P5 Ⅱ 監視指導の実施体制 3 関係機関との連携確保 (3) 他部局との連携 ア

食肉処理場で実施されていた生後 48 か月超の国産牛 BSE 検査は廃止されますが、食品安全委員会プリオン専門調査会の評価書の中では、引き続き、全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査が適切に行われなくてはならない。24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において、運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状 を呈するものを対象とする BSE 検査がおこなわれる必要があるとされています。本計画の中でも、IV監視指導の実施に関する基本計画の中では、と畜場の監視内容として記述されております。しかし、P5「他部署との連携」の中からは、BSE に関する文章が削除されています。連携の重要性について記述されている本項においても、引き続き記述は必要であると考えます。

P13 Ⅳ監視指導の実施に関する基本方針 1 食品安全課、保健所が実施する監視指導

(1) 監視対象施設の分類及び監視頻度の設定の考え方

昨年のポイント制での表現から、一覧にしたことで監視指導の計画がわかるようになりました。県民の理解をすすめようとする姿勢に敬意を表します。しかし、特定集団施設の中で年間1回の監視指導をおこなうハイリスク集団施設がどれに当たるのかを読み解くことができません。ハイリスク集団施設については、分割し表現することが必要ではないでしょうか。

P19 V食品等の検査に関する基本方針 (2) 検査予定数 ア

微生物検査の検査予定数が、昨年の計画にくらべ国内産食品で 200 検体、輸入食品で 30 検体少なくなっています。収去による検査は食の安全を守るためには欠かせないものと考えております。他の検査項目については大きな変化がない中で、微生物検査を減少させた理由について、お聞かせください。

P19 V食品等の検査に関する基本方針 (2) 検査予定数 イ

次年度、各事業者における自主検査の確認を重点的に実施することは、記入されているとおり、自主管理の推進、製造販売される食品の安全性向上させるために有効であると考えます。確認目標としている 2,000 検体を確実に実施するために、実効性のある実施計画を立てて取り組むことを求めます。

消費者団体としても、HACCP 導入型基準を導入する事業者が増えることは食の安全を確保するためには重要であると考えます。本計画の中では、HACCP 推進の指標として、HACCP 選択施設を年間で 50 施設把握するとなっておりますが、50 施設の把握を推進の指標とした根拠をお聞かせください。また、本年もおこなっていましたが、講習会・個別相談についての具体的な計画をお聞かせください。

P28 区県民参画・リスクコミュニケーションの実施と情報提供 2 リスクコミュニケーションの実施 (2) タウンミーティングの開催

県民とのリスクコミュニケーションの場を持つことは、とても重要なことであると考えます。具体的にどのようなタウンミーティングを実施しようとお考えなのか、お聞かせください。

P28 区県民参画・リスクコミュニケーションの実施と情報提供 5 注目される事項に係る情報提供 (1) 食品ロスについて

消費者自身が、賞味期限や消費期限の違いなど、正しい知識をもとに行動することが求められていると実感しており、取り組みの場などで情報を発信していきたいと考えておりま

す。埼玉県においても、多くの機会で県民への周知をすすめていただきたいと思います。

P28 区県民参画・リスクコミュニケーションの実施と情報提供 5 注目される事項に係る情報提供 (2) 子ども食堂

子ども食堂は、子どものみならず、地域を支える居場所として大きな広がりをみせています。こうした場を守るためにも、引き続き柔軟な対応・状況の把握、衛生面での適切な指導をおこなってください。

以上、意見を提出します。